定　款

株式会社フィックスターズ

第１章　総則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社フィックスターズと称し、英文では Fixstars Corporation と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営む事を目的とする。

１．コンピュータソフトウェアの研究、開発及び販売

２．組み込みソフトウェアの研究、開発及び販売

３．情報通信機器及び電子機器の研究、開発、製造及び販売

４．情報通信機器及び電子機器・設備の販売、賃貸、保守及び管理の受託

５．電子コンテンツの企画開発、制作及び配信サービス

６．広告、マーケティング、調査及びコンサルティング

７．労働者派遣業

８．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）

第４条　　当会社の公告は、電子公告により行う。

２．　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第５条　　当会社の発行可能株式総数は、100,000,000 株とする。

（単元株式数）

第６条　　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第７条　　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第８条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第９条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 10 条　当会社は、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招集）

第 11 条　定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第 12 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

２．　前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 13 条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第 14 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２．　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第 16 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第 17 条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 18 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任）

第 19 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

２．　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

２．　前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 24 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第 26 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 28 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．　当会社は取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任

限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）
第 30 条　当会社は監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）
第 31 条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任）
第 32 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２．　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．　当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
４．　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）
第 33 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤監査役）
第 34 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 35 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）
第 36 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 37 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第 38 条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 39 条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 40 条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．　当会社は監査役との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置））

第 41 条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 42 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 43 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 44 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計算

（事業年度）

第 45 条　当会社の事業年度は、毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 46 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 47 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

２．　当会社の中間配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（期末配当金等の除斥期間）

第 48 条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

2002 年８月８日制定
2002 年 10 月 25 日改訂
2003 年７月 20 日改訂
2007 年２月２日改訂
2007 年 12 月 20 日改訂
2009 年 12 月 17 日改訂
2013 年４月 25 日改訂
2013 年 12 月 20 日改訂
2014 年２月 20 日改訂
2014 年８月１日改訂
2015 年 12 月 17 日改訂
2017 年 12 月 14 日改訂
2018 年４月１日改訂
2020 年 12 月 17 日改訂
2021 年４月 17 日改訂